平成２３年（フ）第１４５４号
神戸市垂水区旭が丘１丁目３番35―200号、従前の住所神戸市垂水区山手８丁目３番36―201号
債務者　堀　　鋼誓
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
神戸市須磨区月見山町３丁目３番32号加藤ハイツ南棟１Ｆ
債務者　岡崎　正男
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４号
神戸市須磨区月見山町３丁目３番32号加藤ハイツ南棟１Ｆ
債務者　岡崎　美穂
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目329番地
債務者　吉田　智美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
熊本県荒尾市増永2752番地２
債務者　徳永　雅夫
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１０４号
熊本県玉名市伊倉北方1336番地
債務者　小川　澄男
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３１５３号
名古屋市昭和区神村町１丁目33番地　ナモーハイツ201号
債務者　小林美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
福島県いわき市平泉崎字東浦７番地の２　レジデンスさとうＡ―201
債務者　吉田かなみ（旧姓村上・佐藤）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２３号
青森市大字羽白字沢田573番地８
債務者　七戸　康雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
青森県弘前市大字北園１丁目６－２　財団法人愛成会弘前愛成会病院内、住民票上の住所青森県五所川原市大字俵元字松代74番地
債務者　外崎　善造
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
岩手県北上市和賀町煤孫11地割55番地
債務者　佐々木千春
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１７７号
山口市秋穂西3304番地２
債務者　村田　博子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
山口県防府市大字田島341番地の58
債務者　藤村　美加
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
和歌山県海南市大野中252番地　セジュールカスガⅡ105
債務者　小池登志生
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８７号
北海道北見市泉町２丁目２番12号
債務者　太田　文恵
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２０２７号
埼玉県川口市大字安行原2822番地の１　エスペランサＢ103
債務者　渡邉　泰典
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
埼玉県志木市中宗岡４丁目17番２―305号
債務者　吉田　　努
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係